

# 東京都・東久留米市広域消防運営計画（抜粋）

平成21年6月30日施行

## 第1 計画の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づき、「東京都消防広域化推進計画」（平成20年3月策定）で定めた広域化対象市町村である東京都（消防組織法第27条の規定に定める都）及び東久留米市において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するために必要な事項を定める。

## 第2 基本方針

### 1 広域化にあたっての理念

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、広域化後も住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする。

### 2 広域化の方式

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、東久留米市が、東京都に対し消防事務を委託する。

### 3 委託事務の範囲

消防に関する事務（法令により消防本部及び消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「消防委託事務」という。）

### 4 委託開始時期

平成22年4月1日

### 5 スケジュール

平成21年	3月	東久留米市消防事務委託準備協議会の設置
	6月	東京都・東久留米市広域消防運営計画の策定
	12月	委託規約の議決
平成22年	3月	平成22年度当初予算の議決、関係条例の改正
	4月	委託開始

## 第3 消防本部の組織

### 1 広域化対象市町村が設置する消防本部

市町村名	東京都	東久留米市
位置	千代田区大手町一丁目3番5号	東久留米市幸町三丁目4番34号
名称	東京消防庁	東久留米市消防本部
管轄区域	特別区全域及び多摩地域の市町村（東久留米市及び稲城市を除く）	東久留米市全域
管轄人口	12,323,943人	114,606人
職員数	17,967人（消防吏員17,537人、消防吏員以外の職員430人）	118人（消防吏員116人、消防吏員以外の職員2人）
署所数	80消防署、3消防分署、206消防出張所	1消防署、2消防出張所

※1 管轄人口は、平成21年4月1日現在の住民基本台帳による人口である。

※2 職員数は、平成21年4月1日現在の条例定数である。

## 2 広域化後の消防本部の位置及び名称

### ① 位置

千代田区大手町一丁目3番5号

### ② 名称

東京消防庁

## 3 東久留米市全域を管轄する消防署の位置、名称、組織等

### ① 位置

東久留米市幸町三丁目4番34号

### ② 名称

東京消防庁東久留米消防署（以下「東久留米消防署」という。）

### ③ 組織

東久留米市の消防行政需要及び周辺消防署の組織体制を考慮し、必要な組織を設置する。

なお、設置組織については別途協議して定める。

### ④ 消防力の配置

ポンプ車2台、救急車2台、はしご車1台、救助車1台、指揮隊車1台、査察広報車3台、人員輸送車1台、非常用救急車1台、非常用ポンプ車1台

### ⑤ 勤務形態

暦日を単位とする勤務（毎日勤務）及び交替で定型的な周期による勤務（交替制勤務）とし、交替制勤務については、三部勤務とする。

### ⑥ 人員

東久留米市における消防行政需要及び変更が生じる交替制勤務等の勤務形態を考慮し、人員を配置する。

なお、配置人員については別途協議して定める。

## 4 部隊運用及び119番受信

① 東京消防庁による東久留米市全域における部隊運用は、平成22年4月1日からの開始とする。

② 東久留米市の119番受信体制については、上記①の部隊運用の開始に合わせて切り替え、東京消防庁の災害救急情報センターが受信する。

## 第4から第8まで

（省略）

## 第9 東久留米市消防団との連携確保

### 1 消防団の管理運営

東久留米市消防団の管理及び運営は、引き続き東久留米市が行う。

### 2 協議

東久留米市は、委託に際し、東久留米市消防団の現有勢力に変更を加えるときは、あらかじめ東京消防庁と協議する。

### 3 訓練等

東久留米市、東久留米市消防団及び東久留米消防署は、平素から訓練や演習等により連携を確保する。

### 4 災害時の活動

東久留米市消防団は、災害現場において活動する場合は、東京消防庁消防総監又は東久留米消防署長の所轄の下に行動する。

### 5 災害時の連絡体制

災害時の東久留米市消防団への連絡体制の整備については、東久留米市が行う。

## 第10 東久留米市と東久留米消防署との連携確保

東久留米市と東久留米消防署は、平時の火災をはじめ、震災等の大規模災害や国民保護など、防火防災・国民保護対策の推進にあたり、平素から相互の連携体制を確保する。

## 第11 その他

### 1 住民への広報

東久留米市は、委託に際し、住民に十分な広報を行い、119番通報等において混乱が生じないようにする。

### 2 表示変更

委託に伴う各種の表示変更については、原則として、東久留米市が行う。

### 3 準備要員の派遣

東京都は、平成21年度において、東久留米市に対し、消防事務委託の準備要員として、地方自治法第252条の17の規定に基づき、東京消防庁の職員3人を派遣する。

### 4 職員情報の取扱

東久留米市は、第4の1による採用の実施に際し、必要な当該職員の個人情報を東京消防庁に提供するものとし、東京消防庁は、当該情報を適正に管理する。

### 5 保有個人情報の取扱

東久留米市は、委託に際し、消防事務の執行上保有していた個人情報について、東京消防庁に提供するものとし、審査機関への諮問など必要な手続を行う。

### 6 疑義等の取扱

委託準備に際し、本計画に定めのない事項又は疑義等が生じた場合については、その都度、東久留米市と東京都が協議して定める。